

沖縄県警察の体力検定等実施細目の制定について

発出年月日：平成 15 年 3 月 17 日
文書番号：沖例規教第 1 号
公表範囲：全文

改正 令和 2 年 9 月 8 日沖例規教第 4 号

沖縄県警察の体力検定等実施に関する訓令（平成 15 年沖縄県警察本部訓令第 3 号。以下「訓令」という。）の制定に伴い、訓令の規定により新たな警察体力検定及び体力テスト（以下「体力検定等」という。）の実施に関して必要な細目的事項を定めるため、別添のとおり「沖縄県警察の体力検定等実施細目の制定について」（昭和 63 年 8 月 24 日付け沖例規教第 2 号）の全部を改正することとしたので、効果的な運用を図られたい。

別添

沖縄県警察体力検定等実施細目

第 1 体力検定等の実施方法

- 1 警察体力検定及び体力テスト（以下「体力検定等」という。）は、沖縄県警察の体力検定等実施に関する訓令（令和 2 年沖縄県警察本部訓令第 14 号。以下「訓令」という。）によるほか、この細目に定めるところによる。
- 2 体力検定等の具体的実施方法は、警察体力検定にあつては別記第 1 の J A P P A T（ジャパット）実施マニュアル（以下「実施マニュアル」という。）により、体力テストにあつては別記第 2 の体力テスト実施要領（以下「実施要領」という。）により行うものとする。

第 2 実施責任者等の任務

1 実施責任者

- (1) 実施責任者は各所属長とし、所属における体力検定等の実施に当たり、平素から所属職員に対して事前トレーニングを徹底させるなど、体力検定等を計画的かつ安全に実施する責を負うものとする。
- (2) 実施責任者は、実施マニュアルに定める健康疾患に該当する者及び傷病等のため体力検定等を受検することが適当でないと認められる者については、体力検定等を受検させないものとする。
- (3) 実施責任者は、所属職員の体力検定等の受検結果を速やかに運営責任者に報告しなければならない。

2 推進責任者

- (1) 推進責任者は、次席、副隊長、副校長又は副署長とする。
- (2) 推進責任者は、効果的かつ安全な実施計画を策定し、実効ある体力検定等の実施に努めなければならない。

3 立会責任者

- (1) 実施責任者は、体力検定等を実施する場合において、所属の警部（相当職を含む。）又は警務部教養課が行う体力検定等の実施に関する研修等（以下「研修等」という。）を受けた警部補の中から立会責任者を指定するものとする。
- (2) 立会責任者は、所属の体力検定等の実施に必ず立ち会い、体力検定等が安全かつ適正に行われるよう努めなければならない。

特にゴールの際の転倒に備え、介添補助員を配置するなど、受傷防止のために細心の注意を払うこと。

4 測定責任者

- (1) 実施責任者は、所属職員のうち研修等を受けた者の中から測定責任者を指定する。
- (2) 測定責任者は、体力検定等が適正かつ円滑に行われるよう努めなければならない。
- (3) 測定責任者は、立会責任者を兼ねることができない。

第3 受検結果の評価

実施責任者は、所属職員に係る体力検定等の受検結果の評価を次に定めるところにより行うものとする。

(1) 警察体力検定

別表1の「警察体力検定級位基準表」に基づき級位を判定する。

(2) 体力テスト

別表2の「体力テスト評価基準表」に基づき総合評価及び体力年齢を判定する。

第4 実施上の留意事項

体力検定等の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意すること。

- (1) 実施マニュアル及び実施要領に従って、適正かつ安全に行うこと。
- (2) 実施日を可能な限り早期に伝達し、受検者が心身ともに十分な状態で受検できるよう配慮すること。
- (3) 受検者の健康状態を十分にチェックし、異常のある者には受検させないようにするとともに、準備運動及び整理運動を確実に行うこと。
- (4) 体力検定等に使用する器具等については、事前点検を徹底し、正しい方法で安全かつ正確な測定を行うこと。
- (5) 時季、場所、気象状況等を考慮して、炎天下、強風等体調及び記録に影響を及ぼすような条件下では実施しないこと。
- (6) 受検者の服装は、運動に適したものとする。
- (7) 体力テストの種目中「20メートルシャトルラン」については、所属ごとの事情によりやむを得ない理由があるとき認めるときには、実施責任者が運営責任者と協議の上、その実施を省略することができるものとする。

第5 報告

各所属における体力検定等の受験結果及び警察大学校、管区警察学校又は他の都道府県警察における体力検定等の受験結果の報告要領については、別に定める。

附 則（令和2年9月8日沖例規教第4号）

別表等省略